

新潟市協働事業提案モデル事業の審査に関する取扱要領

1 趣 旨

この要領は、新潟市協働事業提案モデル事業の協働提案を受けたときの審査を適正かつ効率的に行うため、必要な事項を定める。

2 庁内審査会審査

(1) 形式審査

市民生活部市民協働課において、以下の点について確認する。

- ① 事業及び団体に係る応募要件を満たしていること。
- ② 提出書類に不備がないこと。

確認の終了後、提案書類を添付し速やかに「新潟市協働事業提案モデル事業審査委員会設置要綱」（以下「審査委員会設置要綱」という。）により設置した協働事業提案モデル事業庁内審査会（以下「庁内審査会」という。）に、審査を依頼する。

また、新潟市協働事業提案モデル事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条又は第3条により明らかに提案対象外と認められる場合は、理由を付して、提案団体に不採択決定を通知する。

(2) 庁内審査会

市民生活部市民協働課からの審査依頼を受けた庁内審査会は、「庁内審査シート」（様式1）を用いて審査する。

庁内審査結果について、審査委員会設置要綱により設置した協働事業提案モデル事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）に庁内意見として送付する。

3 1次審査

実施要綱第6条に規定する1次審査は、「1次審査シート」（様式2）を用いて行う。

(1) 本審査

審査委員会委員は、申請書類等の審査資料の内容を審査し、5段階の採点を行い、コメントを付す。

(2) 審査委員会採点結果の集約

各審査委員会委員の採点結果を集計したうえで、各提案事業の獲得点を算出する。

(3) 採択基準

1次審査を通過する提案事業は、「1次審査シート」による採点で、基準点数以上を獲得した事業とする。

(4) 審査結果の報告

審査委員会は、審査委員会としての審査結果を取りまとめ、1次審査を通過する事業を決定し、コメントを付したうえで、審査結果を速やかに市長に報告する。

(5) 2次審査の対象とならなかった提案事業について、当該申請団体に対し、不採択決定を通知

する。

4 2次審査

実施要綱第8条に規定する2次審査は、審査委員会が、1次審査を通過した提案事業について、「2次審査シート」（様式3）を用いて行う。

（1）公開プレゼンテーション

公開プレゼンテーションの実施については、2次審査の審査件数等が確定した後に別途決定する。

（2）本審査

審査委員会委員は、1次審査結果、申請書類等の審査資料及び公開プレゼンテーションの内容を審査し、5段階の採点を行い、コメントを付す。

（3）審査委員会採点結果の集約

各審査委員会委員の採点結果を集計したうえで、各提案事業の獲得点を算出する。

（4）審査結果の報告

審査委員会は、審査委員会としての審査結果を取りまとめ、獲得点数の高い順に、予算の範囲内で、採択すべき事業を決定し、コメントを付したうえで、審査結果意見書を速やかに市長に報告する。

なお、審査委員会委員は、審査委員会としての意見を取りまとめるにあたり、審査委員会での議論を踏まえて、自らが付けた採点結果を変更することができる。

5 採択予定事業の決定

市長は、審査委員会から報告を受けて、採択すべき事業を決定する。

市長が上記の決定をしたときは、実施要綱第9条第1項の規定に基づき当該提案団体に通知する。

6 その他

審査にあたり、本取扱要領に疑義が生じた場合及び本取扱要領に定めのない事項については、庁内審査に関しては庁内審査会座長、1次審査及び第2次審査に関しては審査委員会委員長と協議し、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。